

自然環境保全地区の指定及び保全計画(案)

パブリックコメント(市民意見公募) 閲覧用資料

意見公募期間	平成26年12月10日(水)～平成27年1月8日(木) ※郵送の場合は、当日消印有効
応募資格	千歳市内に在住、在勤または在学の方など
意見の提出方法	○「意見書」用紙に住所・氏名(法人の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)・電話番号・ご意見等を漏れなく記載してください。 ○郵便、ファクシミリ、電子メール、意見箱への書面の投函のいずれかによります。 ○記載事項漏れや電話・口答でのご意見は、提出意見として取り扱わない場合があります。
意見の提出先・問合せ	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地 千歳市市民環境部環境課自然環境係 電話：0123-24-0597(直通) Fax：0123-22-8853 E-mail： kankyo@city.chitose.hokkaido.jp

【意見募集の趣旨】

市は、豊かな自然が原始のまま残され、動植物の生息環境に優れたウサクマイ遺跡群及び内別川流域（南北隣接地）を千歳市自然環境保全条例の規定により、第1種自然環境保全地区に指定し、当該地区に関する保全計画を決定したいと考えております。

決定に当たって、指定及び計画(案)への意見を募集します。

詳細は、別添「第1種自然環境保全地区の指定及び保全計画(案)について」をご覧ください。

皆さまのご意見をお寄せください



第1種自然環境保全地区の指定及び保全計画（案）について

千歳市自然環境保全条例（平成10年千歳市条例第22号）第10条第1項の規定により、同項第1号の第1種自然環境保全地区を指定し、及び同条例第12条第1項の規定により当該地区に関する保全計画を決定したいので、同条例第10条第3項及び第4項の規定により次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成26年12月10日

千歳市長 山口 幸太 郎



記

保全地区の名称	保全地区に含まれる土地の区域	保全計画の案の概要
ウサクマイ遺跡群及び内別川流域（南北隣接地）	(起点) 北側：蘭越28番1 南側：蘭越83番及び84番1 (終点) 北側：蘭越29番1 南側：蘭越62番4及び62番1 (詳細は別添区域図のとおり)	別紙のとおり

この案は、千歳市市民環境部環境課（本庁舎3階）及びパブリックコメント（意見公募）閲覧場所に備え置いて、告示の日から30日間、縦覧に供する。

なお、当該地区に係る市民及び利害関係人は、縦覧期間満了日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。

ウサクマイ遺跡群及び内別川流域（南北隣接地）

千歳市自然環境保全地区（第1種自然環境保全地区）の指定及び保全計画（案）

1．指定理由

当該区域の内別川及びその流域には、豊かな自然が原始のまま残されており、動植物の生息地として多様な生態系が維持されているとともに、千歳市の水道水源としての役割も担っているなど重要な地区となっている。

また、千歳市森林整備計画において水資源保全ゾーン公益的機能別施業森林等に位置づけているとともに、平成24年4月1日に施行された、北海道水資源の保全に関する条例に基づき、平成24年度第1回指定において、「千歳市内別川流域蘭越地区水資源保全地域」として地域指定を受けた地域である。

このような状況を踏まえて、当該区域の良好な自然環境の保全を図ることは、後世に残すべき多様な生態系の維持につながると考えられることから、ウサクマイ遺跡群及び内別川流域に隣接する、北側約13haと南側約49haを合わせた62haの区域を「千歳市自然環境保全条例」第10条に基づく第1種自然環境保全地区に指定しようとするものである。

2．保全地区

(1) 位置 (起点)

北側：蘭越28番1

南側：蘭越83番及び84番1

(終点)

北側：蘭越29番1

南側：蘭越62番4及び62番1

(詳細は別添区域図のとおり)

(2) 区域 別添区域図のとおり

(3) 面積 62ヘクタール(北側約13ha、南側約49ha)

(4) 土地所有関係 千歳市

3. 保全計画（案）の概要

（1）保全すべき自然環境の特質

ア．植生

本地域は、ミズナラやシラカンバなどの天然生林と部分的にカラマツやストロブマツなどの人工林が広がるとともに、中には、希少種であるクロビイタヤが一部で散見される。また、下層植生としては、その多くがトクサやミヤコザサに覆われているが、中には希少種である「サルメンエビネ」「ヤマシャクヤク」などの群生や、「キンセイラン」、「クゲヌマラン」、「ヒロハトンボソウ」が点在するなど希少植物が生育している。

イ．野生動物

本地域では、冬期に天然記念物の「クマゲラ」をはじめ「オオワシ」「オジロワシ」の大型猛禽類のほか、夏から秋には「ヤマセミ」などの希少な野鳥を確認している。また、市道に隣接した場所には湧水があり、春先には両生類では「エゾサンショウウオ」の卵塊から幼生に至るまでの過程を、哺乳類では「ヒグマ」の痕跡が見られるなど四季を通じて希少動物が生息している。

（2）自然環境の保全に関する基本的な事項

原始性が高く、多様な生態系を有する本地域の自然を永続的に維持していくため、地域内において行為の規制を図るとともに、関係機関並びに地域住民との緊密なる連携のもと、有効適切な保護監視体制の整備に努めるものとする。

（3）自然環境保全のための制限に関する事項

ア．本地域の自然環境を保全するため、千歳市自然環境保全条例に基づき、地区内における「食品の容器包装」「たばこの吸殻」「釣り糸等」の投棄、生態系に影響を及ぼす廃棄物の投棄、放置を禁止行為とする。

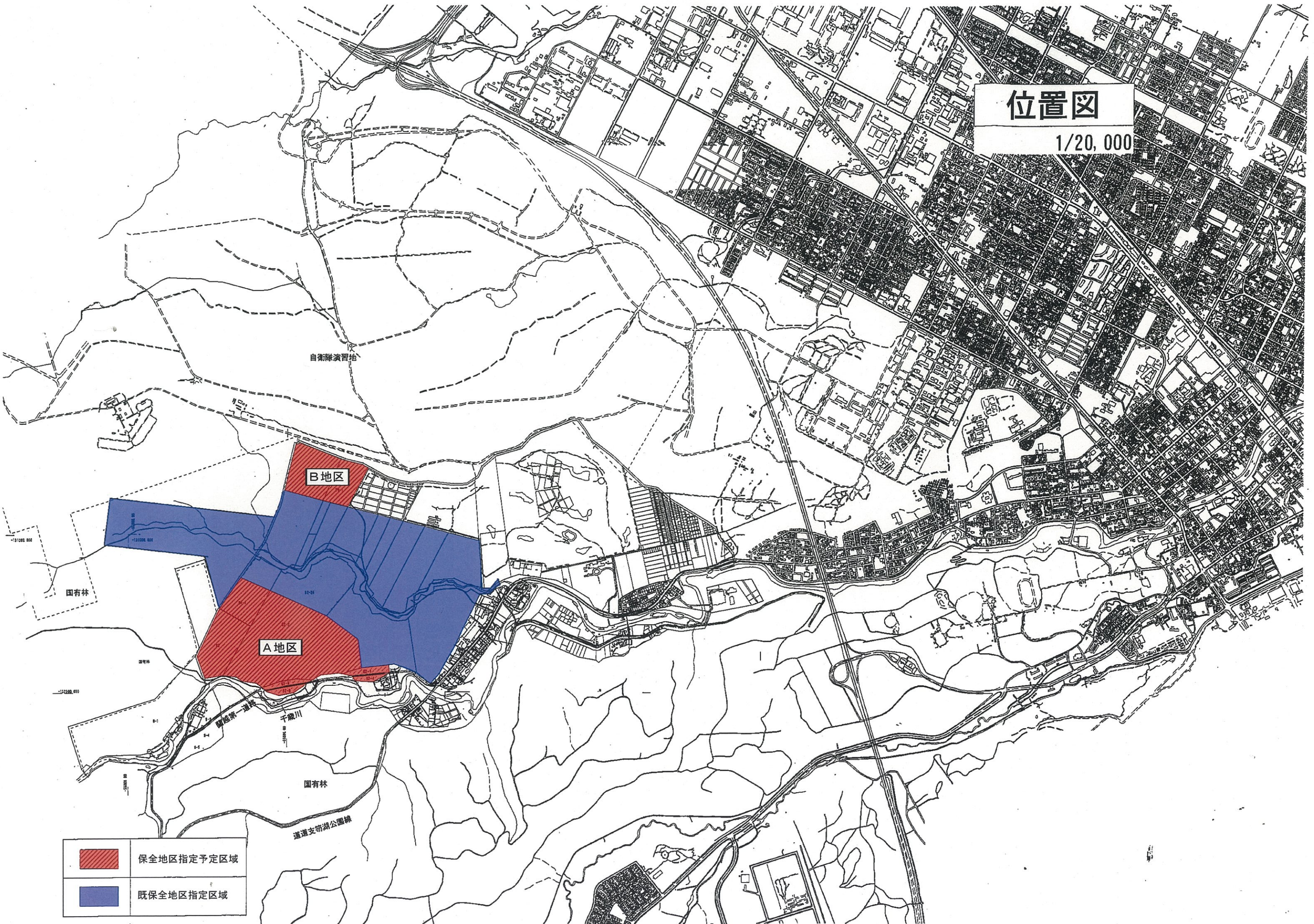
イ．本地域の自然環境を保全するため、千歳市自然環境保全条例及び同条例施行規則に基づき、地区内における「工作物の新築」「土地の形質変更」「動物の捕獲」「樹木等の伐採」「鉱物の採掘」「広告物の提出」などの行為については届出行為とする。

（4）自然環境の保全のための施設に関する事項

本地域の自然環境を保全するために、標識類の保全施設を設置する。

位置図

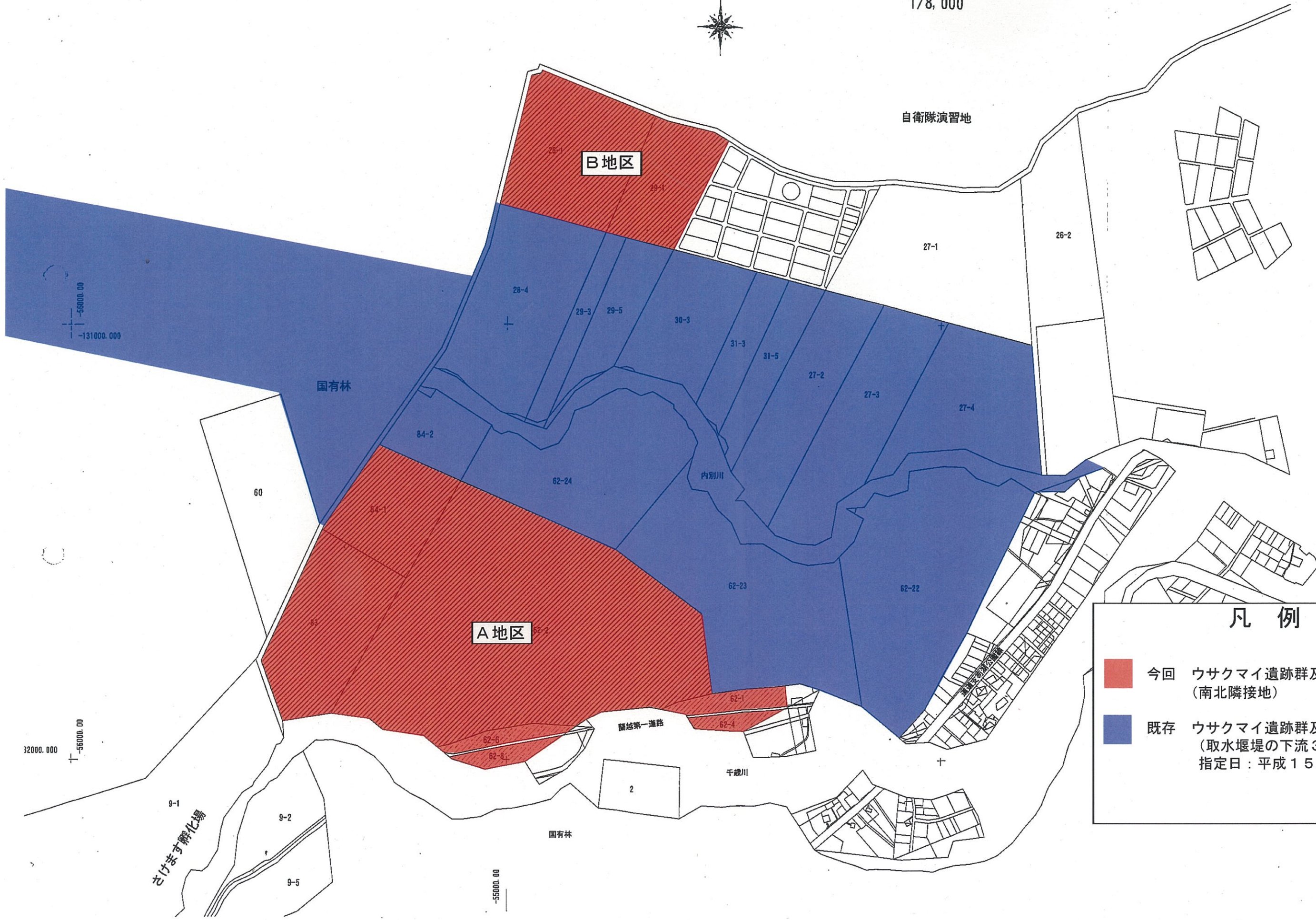
1/20,000



	保全地区指定予定区域
	既保全地区指定区域

区域図

1/8,000



凡例

	今回	ウサクマイ遺跡群及び内別川流域 (南北隣接地)
	既存	ウサクマイ遺跡群及び内別川流域 (取水堰堤の下流30mまで) 指定日：平成15年7月22日